

環境影響評価方法書に関する質問等

区分		番号	委員	株式会社アシスト	
				株式会社アシスト最終処分場増設事業_管理型最終処分場	
				質問・意見	回答
全般的事項	事業計画	1	池田	「表2.2-1アシスト最終処分場施設増設事業の概要」の増加分の埋立地面積及び埋立容量が、配慮書よりも増加していますがこの理由を教えてください。	環境影響評価に係る最終処分場計画、覆土材置き場計画について、許認可者(山形県)との詳細な協議は未実施です。このため各手続き時の最新計画案で各種データを添付しています。現在も事業計画について、地元関係者様との協議及び隣接地権者との協議においての意見、周辺状況などを踏まえ一部流動的に計画案を修正しています。その一環として増設事業の計画案等が変更及び修正したことより配慮書の数値との差異が出ました。
全般的事項	盛土規制	2	是則	盛土規制法に関連する記載を付けてください。	盛土規制法については、山形県(循環型社会推進課)から「廃掃法の許認可案件としての覆土材利用(掘削残土盛土)の置き場等一連の施設は廃掃法の許可範囲として処理し盛土規制法の適用除外」と説明を受けています。
全般的事項	貯留施設安定性	3	是則	汚泥の受入量が多いようですが、小堰堤下の沈下・法面変形は生じませんか。生じない見解理由を示してください。	汚泥の搬入量は過去の事例からも全体の10%未満の受け入れです。汚泥及び廃棄物の受け入れにおいては、埋立地内の一角に設けた廃棄物展開場に、搬入車両から廃棄物を一旦投入します。展開場内で焼却灰、不燃物残渣等含水比が非常に少ない廃棄物と汚泥等を攪拌後にキャリアダンプにて埋立区域に運び、埋立、締固めを行います。このため比較的均一な廃棄物性状での埋立を実施しており、その上部での法面盛土(小堰堤)設置を施工しています。幾らかの沈下、法面変形等は発生すると考えていますが、現時点においても小堰堤を構築しながら積み上げており、土工補修が必要な大きな沈下、変形等の異常は確認されておりません。
全般的事項	構造計算	4	是則	多段積になりますが安定計算(円弧すべり)、沈下量、底部排水配管のたわみ率に問題ありませんか。たわみ量は解析してますか。	今後の許認可申請における添付資料の作成に伴い、地質調査等処分場施設内の調査を行い、各種設計(廃棄物埋立に関する安定計算、底部排水管の検討)に用いる基礎データを取得・検討し、許認可者(山形県)との協議、申請手続きを行う予定です。なお、底部の排水配管のたわみ率については、技術資料からの耐用たわみ率以下になる資材の選定、構造検討を行う予定です。
全般的事項	集排水	5	江成	豪雨時の対応は理解できましたが、豪雨時の放流水は最大300m <sup>3</sup> となり、油沢(あるいは枝沢①)がその放水量に耐えうるのか、お伺いしたい。	1日当たりの放流水の流量300m <sup>3</sup> は1分あたり0.208m <sup>3</sup> 、1秒あたり0.0035m <sup>3</sup> (3.50)になります。平成20年9月村総林第459号林地開発変更許可申請における事業用区域から流出する油沢川の狭窄部(放流管)のQ=1.443m <sup>3</sup> /s(設計流量)に対して0.24%程度の増加であり十分放流可能であると判断しています。
全般的事項	覆土置場	6	池田	覆土置場の設置区域は、いつ頃確定する予定ですか。また、埋立完了後の覆土置場はどのような状態にする計画ですか。	覆土材置き場の設置区域の確定に対し、現在、鋭意努力していますが、第三者との協議のため、確定までまだ時間を要するものと考えています。しかし、許認可申請時までには決定する予定です。覆土材置き場は谷部を利用することとしているため、埋立完了後の覆土材置き場は極力平坦部を設けた最終形状とし、現在の計画では森林復旧で終了することにしております。将来的に地元の方々などの要望(公園施設等)があれば、要望に即した跡地利用も検討する予定です。
全般的事項	覆土置場	7	東	7. 覆土置場の安全対策として、「地下水位の上昇による土砂崩れの危険を防止するために、地下水集排水施設を設ける」とある。その場合、第1案、第2案、それぞれの覆土置場に対して地下水位の観測地点が必要と思われるが、図7.2.6-1地下水に係る調査地域及び調査地点には、該当する観測地点がないのではないか。	覆土材置き場における「地下水の上昇による土砂崩れの危険防止処置」として地下集排水管を設置する計画です。このため覆土材置き場下部の現況地山底部に水(地下水)が滞留しないよう地下排水管径を設定します。また、土工において湧水等が確認された場合は、湧水量に対応した地下排水管を配置して地下水を排水する構造を考えているため、観測井戸などの設置は必要ないと考えています。地下排水管の維持管理は地下排水管の出口の状況(流出量)を確認することで地下排水管の機能確認を行います。
水環境	集排水	8	内田	第4調整槽を増設することにより、第1～4調整槽で予測最大貯留量を上回る貯留が可能と説明されている。浸出水集排水ラインから各調整槽への接続や、各調整槽への貯留の優先順位がある場合はその詳細を教えてください。また、表2.2-8調整槽に記載されている第4調整槽の「散水处理」の詳細について教えてください。	(調整槽使用の優先順位) 現時点では、既存の第1～3調整槽を優先的に使用し、第4調整槽は第1～3調整槽で対応できない状況になることが予測される場合に使用する計画です。(散水处理) 第4調整槽内の滞留水をポンプにより汲み上げ、水槽上部に設置する小穴を開けた横引パイプに導入し、そこから槽内にシャワー状に散水し、水の攪拌と滞留水への酸素供給を行う方法を考えています。
水環境	集排水	9	是則	計画処理能力(水量)240m <sup>3</sup> /日を300m <sup>3</sup> /日に増設する際の施設変更の内容(水槽容量、機器能力など)が分かりませんので添付してください。	現在(最大日放流量240m <sup>3</sup> )の排水処理施設の各槽における容量、必要能力設定値、滞留時間等を「添付1」に示しました。また、現施設において最大日放流量を300m <sup>3</sup> にした場合の滞留時間等も併せて記載しました。300m <sup>3</sup> にした場合は、必要能力設定値より最初沈殿槽の水面積負荷が多くなり、再曝気槽の滞留時間が短くなりますが、曝気槽、硝化槽、脱窒槽等の主要な槽においては計算上十分な余裕があります。埋立地増設後も基本的には現施設を使用することとしておりますが、当処理施設で最も重要視している有機物及び窒素の処理工程の能力アップについて、現在、施設の配置も含めて検討中です。このことから、増設する際の槽の容量やプロワ能力等は、現時点では確定しておりません。
水環境	水質	10	是則	表2.2-13(1)環境保全計画一覧において、工事中「…必要に応じて濁水処理を行い、」とありますが、「必ず行う」ではありませんか。	工事中に出てくる水は、工程や状況等に応じて清透から濁水までの様々な排水水とを考えています。濁水処理を行うのは、排水基準を超過するおそれのある排水水についてであり、全ての濁水を処理するという意味でないため「必要に応じて濁水処理を行い…」と記載しています。
水環境	水質	11	是則	表2.2-13(1)環境保全計画一覧において、整備後「現在と同様に水質汚濁防止法」とありますが、「基準省令」の誤りではありませんか。	最終処分場の放流水は基準省令の排水基準が適用されますので、表2.2-13(1)に記載した「水質汚濁防止法」を「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(基準省令)」に読み替えていただきます。
水環境	水質	12	是則	(2)既存処分場からの放流水の水質について、「…ダイオキシン類については1年に2回測定を行っている」とありますが、協定で「…1年に3回測定」ではありませんか。	資料-1-13別表2モニタリング調査の環境保全協定の表にあるとおりダイオキシン類の測定回数は、「D」の区分になっておりますので、協定どおり2回の測定となります。
水環境	水質	13	是則	令和5年度の1年間でみるのではなく、最低3年間はみて表3.1-22(1)既存処分場放流水水質調査結果に整理してください。限られた短期のスポットでも状況が分かりませんか。	表3.1-22(1)に過去3年分の最大値、最小値を記載いたしました。(添付2)
水環境	水質	14	是則	表3.1-22(1)既存処分場放流水水質調査結果において、基準値として省令の排水基準を記載していますが、当該施設の計画値(放流水の計画基準値)と比較しなければ届出の水質を満足しているか分かりません。ここはBOD20mg/L以下、SS20mg/L以下という計画値を記入してください。	表3.1-22(1)に計画処理水質を追加し、文章も修正いたしました。(添付2)
水環境	水質	15	是則	表3.1-22(2)既存処分場放流水水質調査結果において、環境保全協定(別表2モニタリング調査)では放流水の分析は年3回となっています。この表に8月の結果が抜けていますが追加記載してください。	表3.1-22(2)に8月分の測定結果を記載いたしました。(添付2)

環境影響評価方法書に関する質問等

区分		番号	委員	株式会社アシスト 株式会社アシスト最終処分場増設事業_管理型最終処分場	回答
				質問・意見	回答
水環境	水質	16	是則	同上の指摘。更に、(3)調査結果について、令和4年度の測定結果は表4.3-2とありますが、令和5年度と思われます。	ご指摘のとおり「令和5年度」です。
水環境	地下水	17	是則	図3.1-10既存処分場における採水位置について、既設において基準省令に基づく埋立地の周縁2か所以上とされる地下水観測井はどこにありますか。また、埋立地が広範囲に拡張されるため、新規の観測井が必要になると思いますが、位置を示してください。	既存観測井戸(2カ所)及び新規観測井戸(2カ所)の位置は、図2.2-19観測井戸位置図に図示しております。
水環境	水質	18	是則	最終処分場の浸出水処理施設からの放流水の基準として水質汚濁防止法は適用されますか。	当処分場の浸出水処理施設は、水質汚濁防止法上の特定施設ではありません。従って、放流水の基準として水質汚濁防止法は適用されません。
水環境	水質	19	是則	(3)予測結果において「…現在の水処理施設で処理を行うことにしているから、放流水における供用後の水の濁り等については現在と同程度と予測する」とはあまりに粗い予測です。定量的に数値で変化を示したうえで予測値は軽微であるとすべきと考えます。 予測は、最上川(表3.1-21(1)水質調査結果)、大旦川(表3.1-21(2)水質調査結果)の調査ポイントにおいて完全混合式を用いて予測し、それぞれの類型A、Bの基準に照らし合わせて評価するべきだと思います。	ご指摘いただいた箇所は、計画段階配慮書段階での事業者側の計画に基づく定性的な予測があり、その結果であるため、ご意見をいただいた通り「粗い予測」結果となっております。 また、方法書時点でも既存の浸出水処理施設にて処理を行う事業計画に変更はありませんが、浸出水処理施設の稼働における処理水の影響は、完全混合式により定量的に予測を行うこととしております。 予測ポイントは、処理水放流河川である「油沢の下流側地点」としております。油沢は最上川へと合流しますが、流量は最上川と比較して非常に少ない河川になります。環境基準の類型指定もされてはおりませんが、最上川と同等のA類型の基準と照らし合わせて評価する予定でおります。最上川の合流前に、放流先河川の水質を調査及び評価することで、最上川への影響も確認できると考えております。
水環境	水質	20	是則	3.評価(1)評価手法 「重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であるか」という評価基準は漠然としすぎて違和感があります(重大な影響の回避とは?)。変更すること、あるいは「重大な影響」の具体的な状態の説明を付けるなど、ご検討願います。上記の記述は、既に済んだ段階での指摘であれば、そのまま結構です。 ただし、3.評価手法に記載する(1)回避・低減に係る評価において「事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているかの見解を明らかにすることにより評価する。」とあります。 事業者ができる限り影響を回避していれば良いということですか? できれば許されることにはなりません、ご見解をお聴きします。	計画段階配慮書段階での予測結果に基づく「重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であるか…」の評価ですので、このままの記載とさせていただきます。  回避・低減に係る評価は、水質への影響を事業者の実行可能な範囲で回避・低減するための環境保全措置が適切になされているのかを評価します。最終的には、基準や目標との整合性に係る評価と合わせた評価になりますが、環境保全についての配慮が適正になされていないと判断された場合は、追加で必要とされる環境保全措置を検討し、その効果も踏まえて評価いたします。
水環境	水質	21	是則	表4.4-1(1)重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果について、機能検査を検討する。環境保全対策を検討する。とありますが、「検討する」ではなく、「実施する」、「講じる」とすべきではありませんか。	計画段階配慮書段階では、既存の浸出水処理施設にて処理を行い、水質に変化がないという事業計画でしたので、「実施する」、「講じる」までには至らないと判断し、「検討する」といたしました。
水環境	地下水	22	是則	地下水の観測井は、今回の調査時だけでなく、この先の定期的な地下水モニタリングを行うものと考えてよろしいですか。	地下水の観測井戸は、基準省令に基づく増設後のモニタリング用井戸としても利用できるように地点選定を行い、管径等の構造もそれに沿った形で掘削する計画にしています。 なお、掘削予定地点の状況によっては、最初に今回の調査用の井戸を掘削し、増設工事の際に別途同地点付近にモニタリング用井戸を掘削することも考えております。
動物	重要な種及び生息地	23	池田	両生類・爬虫類の調査に関しても図7.2.10-1動物に係る調査地域及び調査地点と同様の調査地域及び調査地点図を示していただきたい。 また、計画では覆土置場の整備により枝沢①もしくは②の水域の一部が消失するため、魚類、底生動物、両生類の調査地点の選定にあたっては、消失する水域(沢)の面的調査をしていただきたい。	両生類・爬虫類調査の調査地域を示した図面を添付いたします(添付3)。なお、両生類・爬虫類は任意確認調査のみを実施予定ですので、調査地点は設置しておりません。 枝沢①および②は全体的に流量が少なく、タモ網やサーバーネットを用いた調査を実施できる箇所が限られていたため、W4～6のみを調査地点として設置しておりました。有識者へのヒアリング時にも、事業によって埋もれてしまう沢の周辺では特に注意して調査するようご助言をいただいておりますので、調査地点(W4～6)周辺の水域も広く調査するよう努めます。また、両生類調査では、調査地域内全域を任意に踏査いたしますが、沢の周辺は特に注意して調査いたします。
景観	源並に眺望点及び眺望景観	24	是則	表7.2-1(3)景観[調査、予測及び評価の手法の考え方]の欄において景観への影響は、最終処分場の存在が要因になることから、いずれに覆土置場が設置されても違いはない」とありますが、文面が理解できません。「最終処分場の景観は覆土置場の位置と関係ない」ということですか。覆土置場を含めて最終処分場施設ではありませんか。	伝わりづらい表現になってしまい申し訳ございません。 覆土置場はいずれも谷部に造成することとなり、景観への影響はないものと考えております。 つきましては、「景観への影響は、最終処分場の存在が要因となることから、いずれに覆土置場が設置されても違いはない。」から「景観への影響は、いずれに覆土置場が設置されても谷部となり、眺望点からの視認状況等は既存埋立地及び新規埋立地の存在が要因となることから、覆土置場の違いによる調査、予測及び評価の手法に違いはない。」といたします。
その他	その他	25	是則	覆土置場を決定しなければ準備書は提出されないと考えてよろしいですか。	覆土材置き場の設置区域の確定に対し現在、鋭意努力していますが、第三者との協議のため確定までまだ時間を要するものと考えています。準備書の提出時期までに確定しない場合は、第1案、第2案を網羅した調査を行って、準備書を作成、提出いたします。
その他	調査・予測・評価の手法	26	是則	表7.2-1(2)地形及び地質・地盤 [調査、予測及び評価の手法の考え方]の欄において「調査、予測及び評価を行う」とだけ記載していますが、ここはその「調査、予測及び評価」をどの様に予測・評価するのか手法の考え方を記載する欄になっていると思います。「調査、予測及び評価の考え方」は「調査、予測及び評価を行う」では考え方がなっていません。	ご指摘のとおりです。次のとおり修正いたします。 「令和3年9月に「廃棄物処分場候補地地質踏査業務」により、既往文献・調査資料の収集・整理及び現地調査を実施し、既存処分場周辺地形・地質、地質構造の調査を行っている。覆土置場の設置区域の違いにより、地質及び断層の状況は異なるため、予測及び評価は異なる。」